平成２２年（フ）第３５８号
兵庫県明石市松が丘５丁目１番10―429号
債務者　中矢登志子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
兵庫県明石市二見町東二見1916番地の１　レジデンス尾上202号、旧住所兵庫県明石市大久保町大窪1096番地　ピュアハイツ明石大久保309号
債務者　髙瀬　英美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
兵庫県明石市樽屋町４番20―405号、旧住所兵庫県明石市大久保町谷八木914番地の１　メゾン・ド・エフⅡ201号
債務者　竹中　廣計
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
神戸市西区南別府１丁目６番地の１　ユニックス神戸西101号
債務者　竹原　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住１―802号
債務者　山本吉之こと　金　　基鐘
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５００号
兵庫県赤穂郡上郡町尾長谷283番地１
債務者　池田　和義
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８０６号
兵庫県姫路市北条252番地12　市営住宅９棟93号
債務者　三村　昌国
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２４号
兵庫県加古川市野口町長砂740番地　松風コーポ102号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家60番地の１　ダイアパレス201号
債務者　西田　早苗
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２６３号
広島市南区皆実町６丁目３番23―403号
債務者　秋元　純子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９０号
広島市安佐南区八木４丁目38番19号
債務者　堀田　義光
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１５号
広島市西区南観音３丁目２番23―601号
債務者　イシダ住設サービスこと　石田　泰徳
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１６号
広島市西区南観音３丁目２番23―601号
債務者　石田豊美子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６３号
広島市西区高須２丁目４番13号
債務者　府木　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６６号
広島市佐伯区杉並台15番地１
債務者　松下　秀吉
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６７号
広島市佐伯区杉並台15番地１
債務者　松下あや子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０５号
広島県安芸郡府中町鶴江２丁目14番20号
債務者　木村昌京こと　金　　昌京
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７号
広島県呉市広多賀谷１丁目１番30―1402号
債務者　星　　健太
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部